

平24福情答申第7号

平成25年3月27日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分等に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成24年8月30日付け教指指第420-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「〇〇中学校教諭の休日出勤を証明する文書」の非公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「〇〇中学校教諭の休日出勤を証明する文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成24年6月6日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成24年5月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成24年6月6日、実施機関は本件対象文書については保有していないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成24年8月2日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成24年11月9日付の反論意見書にて、おおむね次のように主張している。

- (1) 〇〇中学校において、平成21年12月23日の祝日に、当時の学年主任とクラス

担任の教諭は、生徒を校長室に呼び、生徒指導と称して居残りをさせている事実がある。にもかかわらず、実施機関は記録を一切残していないということは不可解である。

- (2) また、実施機関に対して、弁明意見書中の「自発的に勤務に服した」との文言について説明を求めたが回答書の内容が理解不能である。地方公務員である教員が「公人」「私人」の区別もなく、「自発的な勤務」という唐突な思いつきのような行動で、生徒が休日に特定の教諭に拘束されるのは非常に問題であり、休日出勤の証明がないのであれば、この弁明は成立しない。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成24年9月27日付け弁明意見書及び平成25年1月28日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

審査請求人が述べるところの2人の教諭の「休日出勤」を証明する文書は当該教諭が勤務する学校において作成していないことから、本件決定は妥当な処分である。

(2) 処分庁が本件処分を行うに至った理由について

審査請求人が述べるとおり、平成21年12月23日に当時の学年主任とクラス担任の教諭が学校にて生徒指導を行ったことは事実である。同日は国民の祝日であり、週休日と同様に勤務をする必要がない日である。本件では、迅速な対応のために、学校長はこの日に生徒指導を行うことを了承していたが、2人の教諭は自主的に勤務に服したものであり、その場合、「出勤」を証明する文書を作成することはない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) まず、審査請求人の主張から判断するに、審査請求人は、本件対象文書として、本件において休日に生徒指導を行った2人の教諭（以下「対象教諭」とい

う。)について、正式な手続きにより休日に勤務に服したことを証明する公文書を求めているものと解される。前提事実として、休日に対象教諭が学校において生徒指導を行ったと審査請求人が指摘していることについては、実施機関もその事実を認めている。そうすると、本件対象文書としては、休日に生徒指導を行ったという事実を示すものではなく、対象教諭が「勤務」として休日に学校へ出勤していたことを示す公文書であると認められる。

(2) 教育職員の時間外勤務と教職調整額について

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第58号）第7条によると、「教育職員については、正規の勤務時間(略)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(略)は命じないものとする。」とあり、例外的に時間外勤務を行う場合は、同条第2項に規定する「生徒の実習に関する業務」、「学校行事に関する業務」、「教職員会議に関する業務」、「非常災害等やむ得ない場合に必要な業務」の4項目に該当する場合で、臨時又は緊急のやむ得ない必要があるときに限定されている。

そのことに対して、同条例第3条においては、時間外勤務による手当について、教育職員には、その者の給料月額百分の四に相当する額を教職調整額として支給する(第1項)とされ、その反面、教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない(第2項)こととされている。

(3) 休日に勤務に服したことを証明する公文書

福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第18号。以下「給与条例」という。）に基づく同条例施行細則（昭和26年規則第12号）第12条によると、福岡市の一般職の職員については、庶務管理システム(注記 職員のサービスの管理及び給与の支給等に関する事務の処理等を行う電子情報処理システム)又は、同システムを利用できない所属にあつては時間外勤務等命令簿を使用して時間外勤務等の管理が行われている。一方、教育職員については、その勤務形態の特殊性から、前記のとおり、時間外勤務手当等が支給されないため、本来、時間外勤務命令簿等の作成についての定めはないものと認められる。また、教育職員の勤務の確認については、教育委員会が定めた「出勤簿取扱要領」に基づいて、各教諭が勤務日の所定の時刻に出勤した場合、各出勤簿の当該日の押印欄に自

ら押印することとなっている。そうすると、仮に命令権者が前項のとおり、例外的に時間外勤務の命令を発した場合に、出勤を証明する公文書としては、前述の各教諭の出勤簿において、当該勤務日に押印があることをもって確認する他にないものと考えられる。

2 対象文書の存否について

本件について、当審査会でまず、当該教諭の出勤簿について確認を行ったところ、平成21年12月23日の欄に当該教諭の押印はなかった。

また、一般的に、教育職員が行う生徒指導については、当該教育職員の正規の勤務時間か否か、さらに、正規の勤務時間外の場合であれば、個別の勤務命令の有無にかかわらず、適宜適切に行わなければならない性質のものであることは否定できない。その一方で、当審査会としてはその当否を論ずる立場にはないが、前記の基準とおり、教育職員の勤務の特殊性から、時間外勤務命令がなされる場合が限られているのであり、本件のような生徒指導の場合については、基準に該当しないため、対象教諭についても、そもそも時間外勤務が命じられなかったということはある得ることといえる。

したがって、対象教諭について、現に時間外勤務が命じられておらず、出勤簿でも休日に勤務に服した事績が確認できない以上、審査請求人のいう「休日出勤」を証明する公文書は存在しないものというほかない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他、生徒指導の内容や教諭の自発的な勤務について、その当否に言及をしているが、本件審査請求に係る当審査会の判断を左右するものではない。

なお、本件についての当審査会の判断は以上のとおりであるが、審査請求人の主張の一として述べているように、教育職員の公務に相当する行為であれば何らかの記録を残すべきであるとの見解も、一般論としては、あり得るところである。しかしながら、その前提となる教育職員の服務や職務の範囲などについては、教育委員会や職員団体など関係者の間で長年にわたる歴史的経過があり、その帰結

として今日の形態が定着しているものと解されるため、当審査会が教育職員の勤務等のあり方に係わる事項についてあえて言及すべきではないとの立場から本件についての審議を行ったものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年8月30日	実施機関が審査会に諮問
平成24年9月28日	実施機関が弁明意見書を提出
平成24年11月9日	審査請求人が反論意見書を提出
平成24年11月27日(第2部会)	審議
平成25年1月28日(第2部会)	実施機関より意見聴取
平成25年2月14日(第2部会)	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，井上禎男，川本利恵子，勢一智子